

山梨県犯罪被害者等支援補助金のご案内

～犯罪被害に遭われた方・ご遺族の方へ～

県では、犯罪被害により転居を余儀なくされた方や弁護士委託をされた方の経済的負担を軽減するため、山梨県犯罪被害者等支援補助金を創設しました。

1 対象となる犯罪被害

令和5年10月12日以降に日本国内で発生した故意の犯罪行為による生命、身体又は自由への被害

2 補助金の種類・交付の対象となる経費

【転居費補助金】（上限20万円）

引越し業者に支出した運送費用、荷造り等のサービス費用等の合計額

【二次被害防止・軽減対策費補助金】（上限10万円）

次の行為を弁護士に委託した際支出した費用

- (1) 報道機関による取材への対応
- (2) 報道機関に対する意向や要望の通知・申し入れ等
- (3) 二次被害の要因となるインターネット上の情報に関する発信者、サイト管理者等への削除依頼 等

※ 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時に、山梨県内に住所を有する犯罪被害者又はご遺族の方に交付します。

※ 詳しい交付要件は、5の問い合わせ先にお問い合わせください。

3 補助金を交付しない場合

- (1) 加害者との間に親族関係がある場合
- (2) ・ 国における同様の制度により支援を受け、又は受けることができる場合
・ 他の都道府県、市町村、その他公的な機関又は団体における同様の制度により支援を受けている場合
・ 民間の事業者による保険の適用を受けている場合
・ 加害者又はその関係者から損害賠償等を受けている場合
- (3) 犯罪被害者等の責めに帰すべき行為がある場合
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号及び第6号に定める暴力団員のほか、暴力団、暴力団員と関係を有する者である場合
- (5) 上記のほか、社会通念上適切でないと認められる場合

4 申請期限

犯罪被害を受けた日から1年

5 受付・問い合わせ先

山梨県 県民生活支援課 人権・生活安全担当

電話：055-223-1352（直通）（平日午前8時30分～午後5時15分）